

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団  
令和3年度第3回評議員会議事録（抄本）

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 評議員の補欠選任について

・議案第1号により、塚田進評議員の辞任に伴う後任の評議員として、田辺匡史氏を補欠選任した。

（任期は、令和4年4月1日から令和4年度に関する定時評議員会の終結の時まで）

(2) 理事の補欠選任について

・議案第2号により、近藤博理事の辞任に伴う後任の理事として、長浜裕子氏を補欠選任した。

・議案第3号により、石田克弥理事の辞任に伴う後任の理事として、遠藤仁氏を補欠選任した。

（任期は、いずれも令和4年4月1日から令和4年度に関する定時評議員会の終結の時まで）

(3) 監事の補欠選任について

・議案第4号により、井関一博監事の辞任に伴う後任の監事として、中野力氏を補欠選任した。

（任期は、令和4年4月1日から令和4年度に関する定時評議員会の終結の時まで）

2 決議事項を提案した理事の氏名

代表理事 理事長 高橋 道映

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和4年3月30日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

代表理事 理事長 高橋 道映

令和4年3月25日、代表理事 理事長 高橋道映が評議員の全員に対して、上記評議員会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、3月30日付けで、評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条」並びに「定款第19条第5項」に基づき、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、評議員会の決議の省略を行ったので、評議員会の決議があったものとみなされた事項を、証するための本議事録を作成する。

令和4年3月30日

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団  
議事録作成者  
代表理事 理事長 高橋 道映